

歯科材料 1 歯科用金属
管理医療機器 歯科用合金ろう（70799000）

ブルーソルダー50

【禁忌・禁止】

本合金、類似成分の合金又は配合成分に対して発疹、皮膚炎などの過敏症の既往歴のある患者には使用しないこと。

【形状・構造及び原理等】

形状：板状

成分・分量：

成分	分量
金	50 %
銀	23 %
銅	9 %
亜鉛	14.47 %
インジウム	3.53 %
レニウム	

※※【原理】

接合する金属と金属の間隙部に本品を熔解して流し込み、ろう材と接合母材の拡散作用により接合する。

※※【参考情報】

液相点：683℃

固相点：655℃

（試験方法：自社試験方法による）

※※【使用目的又は効果】

〔使用目的〕

低融金合金などの歯科修復物、補綴物又は装置を作製する金属材料のろう付に用いる。

※※【使用用途】

低融金合金のろう付け

※※【使用方法等】

- ※（1）被ろう付け物の固定は、ろう付け用埋没材を使用して下さい。
- ※（2）ろう付け時のフラックスは、弊社のY PペーストLタイプ（ろう付け用）が最も適しています。
必ず還元炎を用い通法に従ってろう付けを行って下さい。
※ただしY PペーストLタイプは、一般ろう付け用であり、陶材の後ろう付けの使用は避けて下さい。
- ※（3）ろう材への過熱は、流ろう性及び諸性質が著しく低下しますので、出来るだけ短時間でろう付け操作を行って下さい。
- ※（4）ろう付け後は、放冷してからろう付け体を取り出し、埋没材等の付着物を取り除いてから、通法に従って作業を行って下さい。

〔使用方法に関連する使用上の注意〕

- （1）ろうの付着した鑄造体の再使用は、必ずろう付け部を完全に削り取ってから使用すること。
- （2）歯科用フラックスを使用する場合には、その説明書に表示してある使用上の注意事項を守ること。

【使用上の注意】

※※【使用注意】

- （1）本合金の鑄造設備付近には、局所排気装置、換気扇などを設けて密閉した部屋での作業を避け、鑄造により発生する粉塵及び蒸気を吸入しないこと。
- （2）本合金の研磨作業などの際には、粉塵による人体への影響を避けるため、局所吸塵装置、公的機関が認可した防塵マスクなどを使用し、粉塵を吸入しないこと。
- ※（3）本合金の溶解、加熱、切削、研磨の際には、眼の損傷を防ぐために保護メガネなどを使用すること。
- （4）他の合金と混溶しないこと。
- （5）本合金は、記載の用途以外には使用しないこと。

〔重要な基本的注意〕

本合金の使用により発疹、皮膚炎などの過敏症状があらわれた患者には、使用を中止し、医師の診断を受けさせること。

〔不具合・有害事象〕

有害事象

掌蹠膿疱症、扁平苔癬、皮膚炎などの歯科金属疹（遅発性金属アレルギー疾患）を発症することがあります。

※※【製造販売者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売元：YAMAKIN 株式会社

住所：〒781-5451

高知県香南市香我美町上分字大谷 1090-3

テクニカルサポート：☎0120-39-4929

ホームページアドレス：http://www.yamakin-gold.co.jp